労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定《概要》

株式会社ハーツネクストと労働者代表M氏、

株式会社ハーツネクスト広島営業所と労働者代表D氏は、

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定しました。

【基本給・賞与手当を決定するにあたり勘案した事項】

■統計について…「職業安定業務統計」を採用

職業安定業務統計、賃金構造基本統計の二つがあるが、網羅している職種の数、またその給与価格が統計によって異なるため、どちらを選んでも一長一短ある。

当社としては、ハローワークの統計を基にした職業安定業務統計がほとんどの職種を 網羅し使いやすいため、こちらの統計を使用する旨を説明し合意。

■地域指数について…「ハローワーク管轄指数」を採用

「都道府県指数」を使用するか「ハローワーク管轄指数」を使うかどちらかに 統一しなければならない。

しかし、地域指数を都道府県指数にすることによって、派遣単価が高騰し、 その結果、勤務継続が困難になることが予想されたため、「ハローワーク管轄指数」を 使用する旨を説明し合意。

■職業分類番号について

職業安定業務統計資料を基に派遣先責任者と協議のうえ決定。

【诵勤手当】

自宅~勤務先まで経済経路で2km以上の場合に、通勤に要する実費額を支給する。 (※ただし、日額600円を上限とする。)

【退職金】…「退職金制度」を採用

起算日は令和2年4月1日とする。また、令和2年4月1日以降入社の場合はその 入社日を退職金の起算日とする。

勤続年数		3年	5年	10 年	15 年	20 年	25 年	25 年	31 年
		以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	
		5年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	30 年	以上
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
支給月数	自己都合 退職	0.8	1. 4	3. 1	5. 3	7. 6	10. 6	13. 3	15. 3
	会社都合 退職	1. 2	1. 9	4. 1	6. 5	8. 9	11.8	14. 5	16. 6

(備考) 1 退職金は、退職時の基本給額に退職金の支給月数を乗じて得た額を支給。

2 退職金の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。